

# 令和2年度山形県私立高等学校等授業料軽減事業費補助金交付要綱

令和2年11月2日制定

(目的及び交付)

第1条 知事は、令和2年度において私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人（同法第64条第4項に規定する法人を含む。以下「学校法人」という。）が設置する高等学校等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下「法」という。）第2条に規定する高等学校等をいう。以下「私立高等学校等」という。）に在学する生徒で、経済的理由により修学が困難な世帯に属する者及び法に基づき支給される就学支援金（以下「就学支援金」という。）及び山形県私立高等学校等学び直し支援費補助金（以下「学び直し支援費補助金」という。）の支給対象とならない期間又は履修登録単位を有する者の修学に要する費用の負担を軽減し、もって教育の機会均等に寄与するため、学校法人がこれらの生徒に係る授業料、その他納付金及び入学時納付金の減免の措置を講じた場合において、私立学校振興助成法（昭和50年法律第61号）、山形県補助金等の適正化に関する規則（昭和35年8月県規則第59号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で当該学校法人に対し補助金を交付する。

(補助対象経費及び補助金の額)

第2条 補助金の交付の対象となる経費は、学校法人が次の各号の一に該当する生徒（専攻科に在学する者を除く。以下、本項及び第2条第2項において同様とする。）に係る授業料（第2号に該当する生徒にあつては授業料とその他納付金。）を当該状況が継続する期間減免する事業に要する経費とし、補助金の額は、当該減免の対象となる生徒一人当たりの授業料（第2号に該当する生徒にあつては授業料とその他納付金。）の減免月額又は次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額のいずれか低い額で計算した額の合計額以内の額とする。

(1) 就学支援金の支給対象とならない期間又は履修登録単位を有する生徒及び家計急変による経済的理由から授業料の納付が困難となった生徒

イ 全日制の私立高等学校等

法に基づき積算される就学支援金の月額に相当する額から学び直し支援費補助金を受給している場合は当該受給月額を控除した額（家計急変の場合は、就学支援金又は学び直し支援費補助金で実際に支給される月額と、別途定める方法により算出した高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令（平成22年政令第112号。以下「政令」という。）第1条第2項及び附則2に規定する額（以下「算定基準額」という。）の推計額により支給される場合の月額との差額）

ロ 通信制の私立高等学校等

就学支援金の支給対象とならない履修登録単位について、1単位あたり4,812円を当該各科目を履修する期間とした月数で除した額を合算した額及び就学支援金の加算額に相当する額から学び直し支援費補助金を受給している場合は当該受給月額を控除した額（家計急変の場合は、就学支援金で実際に支給される月額と、別途定める方法により算出した算定基準額の推計額により支給される場合の月額との差額）

(2) 生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく生活保護を受けている世帯に属する生徒

イ 全日制の私立高等学校等

授業料月額又は34,000円のいずれか低い額から就学支援金の月額、学び直し支援費補助金の月額及び第1号に定める額を控除した額

ロ 通信制の私立高等学校等

「履修科目のうち1単位当たりの授業料の額」又は「履修科目のうち1単位あたり12,516円（ただし、令和2年3月31日以前に私立高等学校等に入学した生徒については月額16,044円）」のいずれか低い額を当該各科目を履修する期間とした月数で除した額を履修科目のすべての単位について合算した額から就学支援金の月額、学び直し支援費補助金の月額及び第1号に定める額を控除した額

(3) 保護者等の令和2年度（令和2年4月～令和2年6月分については令和元年度）の算定基準額が別表1に定める額の生徒及びこれに準ずる生徒

イ 全日制の私立高等学校等

「月額1,000円（ただし、平成26年3月31日以前に私立高等学校等に入学した生徒については別表1に定める支給額）」又は「授業料月額から就学支援金の月額、学び直し支援費補助金の月額及び第1号に定める額を控除した額」のいずれか低い額

ロ 通信制の私立高等学校等

「履修科目のうち1単位あたり480円（ただし、平成26年3月31日以前に私立高等学校等に入学した生徒については別表1に定める支給額）を当該各科目を履修する期間とした月数で除した額を履修科目のすべての単位について合算した額」又は「履修科目のうち1単位当たりの授業料の額を当該各科目を履修する期間とした月数で除した額を履修科目のすべての単位について合算した額から就学支援金の月額、学び直し支援費補助金の月額及び第1号に定める額を控除した額」のいずれか低い額

(4) 保護者等の令和2年度（令和2年4月～令和2年6月分については令和元年度）の算定基準額が別表2に定める額の生徒及びこれに準ずる生徒

イ 全日制の私立高等学校等

「月額7,100円」又は「授業料月額から就学支援金の月額、学び直し支援費補助金の月額及び第1号に定める額を控除した額」のいずれか低い額

ロ 通信制の私立高等学校等

「履修科目のうち1単位あたり3,444円を当該各科目を履修する期間とした月数で除した額を履修科目のすべての単位について合算した額」又は「履修科目のうち1単位当たりの授業料の額を当該各科目を履修する期間とした月数で除した額を履修科目のすべての単位について合算した額から就学支援金の月額、学び直し支援費補助金の月額及び第1号に定める額を控除した額」のいずれか低い額

2 前項に定めるほか、補助金の交付の対象となる経費は、次の各号の一に該当する生徒に係る入学時納付金を減免する事業に要する経費とし、補助金の額は、当該減免の対象となる生徒1人当たりの入学時納付金の減免額又は次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額のいずれか低い額で計算した額の合計額以内の額とする。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく生活保護を受けている世帯に属する生徒

当該減免の対象となる生徒1人当たりの入学時納付金から5,650円を控除した額で計算した額の合計額以内の額

(2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条に規定する保護者又は同法第6条の4に規定する里親が、自動車事故により死亡し、又は自動車損害賠償保障法施行令（昭和30年政令第286号）別表第1の後遺障害第1級又は第2級に該当することとなった世帯及び別表第2の後遺障害第1級から第3級までに該当することとなった世帯（以下「交通遺児等世帯」という。）で次に掲げる世帯に属する生徒（平成14年3月31日以前に発生した事故については、なお従前の例によ

る。)

イ 所得税法（昭和40法律第33号）の規定により、所得税を納付しないこととなるもの

ロ イと同程度に生活が困窮していると認められるもの

当該減免の対象となる生徒1人当たりの入学時納付金の合計額以内の額

3 私立高等学校専攻科において補助金の交付の対象となる経費は、学校法人が次の各号の一に該当する生徒（令和2年3月31日以前から当該専攻科に在籍していた者に限る。以下、本項において同様とする。）に係る授業料を当該状況が継続する期間減免する事業に要する経費とし、補助金の額は、当該減免の対象となる生徒一人当たりの授業料の減免月額又は次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額のいずれか低い額とする。

(1) 保護者等の令和2年度（令和2年4月～令和2年6月分については令和元年度）の道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額が85,500円以上154,500円未満の生徒及びこれに準ずる生徒  
月額7,450円

(2) 保護者等の令和2年度（令和2年4月～令和2年6月分については令和元年度）の道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額が154,500円以上257,500円未満の生徒及びこれに準ずる生徒

月額2,500円

（補助金交付申請書）

第3条 補助金交付申請書の提出期限は、知事が別に定める日とし、添付すべき書類は、次のとおりとする。

(1) 事業計画書（様式第1号の1、第1号の2、第1号の3）

(2) 授業料等減免予算措置状況調書（様式第2号）

(3) 授業料等減免に関する規程等の写し

(4) 保護者が長期疾病、失業等の状態にあることの確認書類の写し（前条第1項第1号に規定する「家計急変による経済的理由から授業料の納付が困難となった生徒」及び第3号及び第4号に規定する「これに準ずる生徒」に該当する世帯の場合）

（変更交付申請書）

第4条 規則第7条第1項第1号の規定により、知事の承認を受けようとするときは、別途定める書類を添付し、変更交付申請書（様式第3号）を提出しなければならない。

（実績報告書）

第5条 実績報告書の提出期限は、令和3年4月9日とし、添付すべき書類は、次のとおりとする。

(1) 事業成績書（別記様式第1号の1、第1号の2、第1号の3）

(2) 授業料等減免決算状況調書（様式第2号）

(3) 授業料(等)減免確認書の写し

（帳簿等の保存）

第6条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出についての証拠書類を令和3年度から5年間保管しておかなければならない。

（補助金の支払い）

第7条 補助金は、交付すべき補助金の額が確定した後に支払うものとする。ただし、知事が必要があると認めるときは、補助金の交付決定の後に概算払をすることがある。

#### 附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日以降に減免された授業料等に適用する。
- 2 令和2年3月末日までに交付した補助金について、やむを得ない理由により交付できなかった金額がある場合、又は交付すべき金額を超えて交付した金額がある場合には、それぞれ当該金額を令和2年度に交付すべき金額に加算し、又はこれから減額するものとする。

別表 1

- 1 平成26年4月1日以降に私立高等学校等に入学した生徒
  - (1) 令和2年4月～令和2年6月分  
道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額が257,500円未満
  - (2) 令和2年7月～令和3年3月分  
政令第1条第2項に規定する額が154,500円未満
  
- 2 平成26年3月31日以前に私立高等学校等に入学した生徒
  - (1) 道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税の世帯
    - イ 全日制の私立高等学校等の支給額  
月額14,200円
    - ロ 通信制の私立高等学校等の支給額  
履修科目のうち1単位あたり6,900円

(2) 下表に該当する世帯

19歳未満の扶養親族の数 (注)			基準額 (道府県民税所得割及び市町村民税所得割 の合算額)	区分
	うち16歳未満	うち16歳以上 19歳未満		
0人	0人	0人	100円以上31,500円未満	①
1人	0人	1人	100円以上50,000円未満	②
	1人	0人	100円以上67,000円未満	③
2人	0人	2人	100円以上68,500円未満	④
	1人	1人	100円以上85,500円未満	⑤
	2人	0人	100円以上102,500円未満	⑥
3人	0人	3人	100円以上87,000円未満	⑦
	1人	2人	100円以上104,000円未満	⑧
	2人	1人	100円以上121,000円未満	⑨
	3人	0人	100円以上138,000円未満	⑩
上記以外	—	—	100円以上 (31,500 + A + B) 円未満 A : 16歳未満の扶養親族の数 × 35,500 B : 16歳以上19歳未満の 扶養親族の数 × 18,500	⑪

- イ 全日制の私立高等学校等の支給額  
月額19,150円
- ロ 通信制の私立高等学校等の支給額  
履修科目のうち1単位あたり9,312円

(3) 下表に該当する世帯

19歳未満の扶養親族の数 (注)			基準額 (道府県民税所得割及び市町村民税所得割 の合算額)	区分
	うち16歳未満	うち16歳以上 19歳未満		
0人	0人	0人	31,500円以上203,500円未満	①
1人	0人	1人	50,000円以上222,000円未満	②
	1人	0人	67,000円以上239,000円未満	③

2人	0人	2人	68,500円以上240,500円未満	④
	1人	1人	85,500円以上257,500円未満	⑤
	2人	0人	102,500円以上274,500円未満	⑥
3人	0人	3人	87,000円以上259,000円未満	⑦
	1人	2人	104,000円以上276,000円未満	⑧
	2人	1人	121,000円以上293,000円未満	⑨
	3人	0人	138,000円以上310,000円未満	⑩
上記以外	—	—	(31,500 + A + B) 円以上 (203,500 + A + B) 円未満 A : 16歳未満の扶養親族の数×35,500 B : 16歳以上19歳未満の 扶養親族の数×18,500	⑪

- イ 全日制の私立高等学校等の支給額  
月額24,100円
- ロ 通信制の私立高等学校等の支給額  
履修科目のうち1単位あたり11,724円

(注)

- 1 所得割額を合算する「保護者等」の扶養親族の数のみを計上するものとする。
- 2 年齢は、以下の時点で判断する。
 

(同年1月1日～12月31日に死亡した扶養親族は、その死亡の日現在)

  - (1) 令和2年4月から令和2年6月分（令和元年度の課税証明書で判定）  
平成30年12月31日現在の年齢  
(参考) 16歳未満：平成15年1月2日以降生まれ  
16歳以上19歳未満：平成12年1月2日～平成15年1月1日生まれ
  - (2) 令和2年7月から令和3年3月分（令和2年度の課税証明書で判定）  
令和元年12月31日現在の年齢  
(参考) 16歳未満：平成16年1月2日以降生まれ  
16歳以上19歳未満：平成13年1月2日～平成16年1月1日生まれ

別表 2

1 平成26年4月1日以降に私立高等学校等に入学した生徒

(1) 令和2年4月～令和2年6月分

道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額が257,500円以上507,000円未満

(2) 令和2年7月～令和3年3月分

政令第1条第2項に規定する額が154,500円以上304,200円未満

2 平成26年3月31日以前に私立高等学校等に入学した生徒

19歳未満の扶養親族の数 (注)			基準額 (道府県民税所得割及び市町村民税所得割 の合算額)	区分
	うち16歳未満	うち16歳以上 19歳未満		
0人	0人	0人	203,500円以上453,000円未満	①
1人	0人	1人	222,000円以上471,500円未満	②
	1人	0人	239,000円以上488,500円未満	③
2人	0人	2人	240,500円以上490,000円未満	④
	1人	1人	257,500円以上507,000円未満	⑤
	2人	0人	274,500円以上524,000円未満	⑥
3人	0人	3人	259,000円以上508,500円未満	⑦
	1人	2人	276,000円以上525,500円未満	⑧
	2人	1人	293,000円以上542,500円未満	⑨
	3人	0人	310,000円以上559,500円未満	⑩
上記以外	—	—	(203,500 + A + B) 円以上 (453,000 + A + B) 円未満 A : 16歳未満の扶養親族の数 × 35,500 B : 16歳以上19歳未満の 扶養親族の数 × 18,500	⑪

(注) 別表1の脚注に同じ。